

2015年(平成27年)6月22日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて(答申)

2014年(平成26年)12月18日付けで諮問された「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書(打合せ資料等。文書番号241103000726を除く)」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「横浜地裁平成24年(ワ)第4162号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書(打合せ資料等。文書番号241103000726を除く)」の行政文書公開請求に対し、2014年(平成26年)10月16日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2013年(平成25年)4月24日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「2013年(平成25年)2月12日議案第109号専決処分書作成に係る起案文書表紙」の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同請求に係る対象文書を、件名「横浜地方裁判所平成24年(ワ)第4162号弁護士報酬請求事件(以下「訴訟」という。)の判決に対する控訴の提起の専決処分について」(文書番号241103000726)と特定し、異議申立人に対し同月30日付けで、行政文書公開承諾決定処分を行い、同文書のすべてを公開した。
- (3) 異議申立人は同処分により得た行政文書をもとに、同年5月1日付けで、実施機関に対し、条例第10条の規定により、「横浜地裁平成24年(ワ)第

- 4 1 6 2 号の判決に対する控訴の理由及び意思決定に至る過程のわかる文書（打合せ資料等。文書番号 241103000726 を除く）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （４） 実施機関は本件請求に対し、文書番号 241103000726 以外には、本件請求にかかる行政文書は職務上作成及び取得しておらず、不存在であるとして、同月 1 3 日付けで行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行った。
- （５） 異議申立人は同月 1 4 日付けで、実施機関に対し、文書番号 241103000726 に記載された内容は、訴訟の判決に対して控訴提起するとした市の結論のみで、結論に至る意思決定過程が記載されていないことは不当である旨を理由とし、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て 1」という。）を行った。
- （６） 実施機関は同月 2 2 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 1 8 条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。
- （７） 審査会における審議の過程において、実施機関は、審査会の聴取に対し、訴訟の判決を受けた後の今後の対応方針について理事者に説明を行った際の具体的状況を、当時の記憶を喚起しながら仔細に説明する過程において、あらかじめ作成したメモ（以下「メモ」という。）に基づいて理事者に説明を行ったことを陳述した。
- （８） 審査会は実施機関の陳述を受け、条例第 2 2 条第 4 項に基づく調査権限に基づき、実施機関に対し、メモを審査会に対し提出する旨、指示した。
- （９） 実施機関は、審査会の指示に基づきメモの探索を行った結果、「2 0 1 3 年 2 月 5 日付け『横浜地方裁判所平成 2 4 年（ワ）第 4 1 6 2 号弁護士報酬請求事件の判決に対する対応の検討結果』（以下「本件対象文書 1」という。）」及び「2 0 1 3 年 2 月 6 日付け『横浜地方裁判所平成 2 4 年（ワ）第 4 1 6 2 号弁護士報酬請求事件の判決に対する対応についての弁護士との打合せ結果』（以下「本件対象文書 2」という。）」が現存したとして審査会に対し提出した。
- （10） 審査会は、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は異議申立人が公開を求める趣旨と合致すると認められる行政文書であると判断し、2 0 1 4 年（平成 2 6 年）9 月 1 8 日付けで実施機関に対し、本件処分 1 を取消し、改めて公開するか否かの決定をすべきであると答申（答申第 4 8 号）した。
- （11） 実施機関は、同年 1 0 月 1 6 日付けで異議申立人に対し、本件処分 1 を取

消し，本件対象文書 1 については公開し，本件対象文書 2 のうち一部が条例第 6 条第 3 号に該当するとして、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分 2」という。）を行った。

(12) 異議申立人は，同年 1 2 月 1 5 日付けで，実施機関に対し，本件処分 2 の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て 2」という。）を行った。

(13) 実施機関は同月 1 8 日付けで，審査会に対し，条例第 1 8 条の規定により，本件異議申立て 2 について諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件対象文書 2 の内，「1．弁護士の見解」の「(1) 別紙 2 (1) について」及び「(2) 別紙 2 (1) について」の非公開処分 2 カ所の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると，おおむね以下のとおりである。

ア 2013 年 2 月 6 日付け，本件対象文書 2 の中の「1．弁護士の見解」の「(3)「高裁で逆転する可能性は？」との質問に対して」以外は，藤沢市の検討結果を弁護士が法的な根拠からアドバイスしているはずである。実施機関は情報公開条例第 6 条第 3 号の条文を示すだけでは，市民が市の検討結果を検証するための責任の放棄であり，不当であると考える。

イ 2015 年（平成 27 年）1 月 7 日付け，行政文書公開一部承諾決定に係る非公開理由説明書に関して，決定通知書の理由付記を繰り返すレベルであり，非公開理由説明の要件を満たしておらず，「おそれ」について単に実施機関の主観において判断しており，客観的にそのおそれがあると認められる記載がなく，市民への説明責任を放棄していることである。

ウ 非公開理由説明書のなお書きで「答申（答申第 43 号）に基づいて 2013 年（平成 25 年）4 月 9 日付けで行った，顧問弁護士相談依頼票の相談内容欄について条例第 6 条第 3 号の非公開情報に該当し非公開とした決定の処分理由の趣旨と同様である。」とする事は，一般論であり，なお書きは不当である。

エ 実施機関は当該公開請求文書について個別案件として判断すべきで，判決言い渡し後でもあり，訴状・準備書面等（実施機関は閲覧のみで，写しを提供しない処分は不当であることを付け加える。）により顧問弁護士の主張はわ

かるのであるから，異議申立て2に係る2点の黒塗り部分は，条例第6条第3号の非公開情報に該当するとはいえない。

オ 実施機関は，不服申立てに係る事務の総括をする部門であるにも関わらず，非公開理由書に関して，行政文書公開一部承諾決定通知書と同じ事を繰り返しているだけで，何も説明になっていないような非公開理由説明書は認められないと考えられ，また本件対象文書2の中の黒塗りについても到底認められるものではないことから全部公開を求めるものである。

以上のとおり，「異議申立てに係る処分を取消す」との答申を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は，非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分2の理由については，条例6条本文は，「行政文書を公開しなければならない。」と規定した上で，同条第3号において，「公開することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報は公開しなければならないとはしていない。

本件対象文書2の「1. 弁護士の見解」部分には，藤沢市が被告となった裁判の判決についての訴訟代理人である弁護士の見解が記載されている。訴訟の判決への対応を検討するに際し当該訴訟の代理人である弁護士の意見を聞くことは一般的に行っているが，内容が公開されるとなると今後の同様の場合において，実施機関内部の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため，条例第6条第3号に該当する。

- (2) 顧問弁護士相談依頼票に係る行政文書公開拒否決定についてなされた異議申立てにつき，答申（答申第43号）に基づいて，条例第6条第3号の非公開情報に該当し非公開とした決定処分理由と同様に，公開された場合，相談が行われた事案を特定し得ることになり，当該事案に係る実施機関と顧問弁護士との間の率直な意見の交換が行われなくなるおそれが認められるほか，実施機関の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが皆無とはいえないと考える。

よって，実施機関による本件処分2に違法ないし不当はなく，異議申立人の主張には理由がないから，本件異議申立て2は棄却されるべきである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関に対して意見聴取を行った結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書2は、顧問弁護士との相談内容であり、実施機関内部の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号に該当するとして非公開としたが、異議申立人は、判決言い渡し後でもあり、訴状・準備書面等により顧問弁護士の主張はわかるのであるから、条例第6条第3号の非公開情報に該当するとは言えないと主張している。

(2) 条例第6条第3号の該当性について

ア 条例第6条第3号本文は、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（中略）のいずれかが記録されている場合を除き公開請求をしたもの（中略）に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定した上で、同条第3号において、「実施機関内部若しくは実施機関相互（中略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、公開しなければならないとはしていない。

イ 本件対象文書2の内、「1. 弁護士の見解」について検討すると、判決に関する顧問弁護士の評価や意見が記載されているため、公開した場合、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、条例第6条第3号に該当するものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2013. 5. 1	行政文書公開請求受付
5.13	法務課による行政文書公開拒否決定処分（不存在）
5.14	2013年5月13日付け行政文書公開拒否決定処分に対する異議申立書受理
5.22	法務課から審査会へ2013年5月14日付け異議申立てに対する諮問書の提出（諮問第48号）
2014. 9.18	審査会答申（答申第48号 2013年5月13日付け処分を取消し、公開の請求趣旨と合致すると認められる文書について、改めて公開するか否かの決定をすべき）
10.16	法務課による異議申立てに対する決定（2013年5月13日付け処分の取消し）及び行政文書公開一部承諾決定処分（一部非公開）
12.15	2014年10月16日付け行政文書公開一部承諾決定処分に対する異議申立書受理
12.18	法務課から審査会へ諮問書の提出（諮問第58号）
12.24	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
2015. 1. 7	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
1.16	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
1.22	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2. 3	審査会から実施機関へ意見書の写しの送付
3.11	審査会から実施機関へ対象文書の提出要請
3.17	実施機関から審査会へ対象文書の提出
4.27	異議申立人への意見聴取
5.25	実施機関への意見聴取
6.22	審議
6.22	答申

## 第 1 5 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者